「指定生活介護　重要事項説明書」

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

１．　サービスを提供する事業者

名　　称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
所　在　地	愛知県半田市椎の木町一丁目８番の１
電 話 番 号	０５６９―２０―７７５５
代表者氏名	理事長　竹内　涼
設 立 年 月	平成９年７月３日

２．　利用施設

事業所の種類	指定生活介護事業所 平成１８年１０月１日指定
事業所の名称 （事業所番号）	メビウス （　２３１８２００２０７　）
事業所の所在地	愛知県半田市椎ノ木町一丁目８番の１
連　絡　先	電話番号　０５６９－２０－７７５５ ﾌｧｯｸｽ　０５６９－２７－７４５５
管　理　者	水谷　公治
サービス管理責任者	配置あり
サービスの実施地域	半田市、常滑市、知多市、東海市、碧南市、高浜市、阿久比町、武豊町、東浦町、（通常の実地地域以外の利用希望者に対し実地する場合もある）
主たる対象者	特定なし
定　　員	５０名（メビウス３０名、アナザーメビウス２０名）
開設年月日	平成１８年１０月１日

３．サービスの目的・運営方針

目　的	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動等を行い、心のリフレッシュを図ると共に自らの精神的パワーを向上できるための支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護サービスの提供を行います。

４．　サービスに係る施設・設備等の概要

（１）施　設

建物 (ﾒﾋﾞｳｽ 本館)	構　造	鉄筋コンクリート造　３階建 （耐火建築物）（耐震構造）
	敷地面積	７０９㎡
	延べ床面積	８３５．０２㎡
建物 (ｱﾅｻﾞｰ ﾒﾋﾞｳｽ)	構　造	鉄骨平屋建て （耐火建築物）
	敷地面積	９１８．６４㎡
	延べ床面積	１８５．０３㎡

（２）主な設備

建物	設備の種類	部屋数	備　　考
メビウス	作業室	３室	パソコン、コピー機、さおり織機など
	訓練室	２室	
	多目的・食堂	１室	食卓テーブル、椅子、テレビ
	医務・相談室	１室	医薬品他、机、椅子
	洗面設備	１室	
	更衣室	１室	個人用ロッカー
	浴　室	１室	浴槽、シャワー、入浴用移動リフト
	便　所	６カ所	車椅子対応シャワー付きトイレ
	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱﾙｰﾑ	１室	ミシン、机、椅子
アナメザビ｜ウス	多目的・食堂	１室	食卓テーブル、椅子、テレビ
	作業訓練室	３室	机、椅子、マットなど
	医務・相談室	１室	医薬品他、机、椅子
	便　所	２カ所	車椅子対応シャワー付きトイレ
	浴　室	１室	浴槽､シャワー､リフト､ストレッチャー

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

５．　サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	常　勤		非常勤		常勤換算	備　考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.25	
サービス管理責任者	1	1				1	
医　師	1			1		0.1	
看護師	2			2		1.12	
生活支援員	32	9		23		21.64	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア)　各職種の勤務体系

職　種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
医　師	正規の勤務時間帯（１３：００～１５：００）
看護師	正規の勤務時間帯（９：００～１６：００）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
事務員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

(イ)　営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日　　営業時間：８：３０～１７：３０

サービス提供時間：９：００～１６：００

＊基本利用時間は個別支援計画書に記載します。

（冬期休暇１２月２９日～１月３日の間

及び理事長が定めた特別休暇は休業とします。）

６．　サービス提供の内容

（１）介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓　練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。 （日常生活訓練・社会適応訓練等）
介　護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
創作的活動	創作的活動の機会を提供します。

生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 軽作業（マジック組み立て、バリ取りなど） ② 織り縫製（さをり織り、マット製作など） ③印刷（名刺、伝票、年賀状など） 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

（２）介護給付費対象外サービス内容

ｻｰﾋﾞｽの種類	サービスの内容	金　額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間　　昼食１２：００～ ※低所得者の軽減措置適用の場合 （例）栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。	６５０円 ※原材料費相当額
創作的活動・及び生産活動等	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実　費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費　　②保健衛生費　③教養娯楽費	実　費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実　費
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実　費 実　費 実　費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画（生活介護計画)」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画（生活介護計画)」の写しは利用者に交付いたします。

７．　利用料金

（１）介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支

払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)
なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）介護給付費対象外サービス内容の料金
上記「６．サービス提供の内容（２）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

（３）サービス利用の取り消し料金
利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。
尚、サービス利用日の当日午前１０時までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（給食費の実費相当額）１日あたり	６５０円

（４）利用料金のお支払方法
前記（１）（２）（３）の料金は１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、末日までにお支払い下さい。

８．　利用者の記録及び情報の管理等
（１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。
※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前９：００～午後５：００です。
（２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

９．　緊急時の対応
利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診　療　科： 主　治　医： 所　在　地： 電 話 番 号：
緊　急　連　絡　先①	住　　所： 電話番号： 氏　　名： 続　　柄：
緊　急　連　絡　先②	住　　所： 電話番号：

	氏　　名： 続　　柄：

10.　事故発生時の対応

（１）事業所は、利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録します。

（２）事業所は、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11.　　要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（１）要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　担当の職員 ・苦情解決責任者　水谷公治 ・ご利用時間　　９：００～　１７：００ ・電話番号　　０５６９－２０－７７５５ Ｆ Ａ Ｘ　　０５６９－２７－７４５５ ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。	
第三者委員	藤牧 実	電話番号　０５６９－２９－１７８７
	三枝 寿也	電話番号　０５６６－４１－１２３２
半田市役所 地域福祉課	所　在　地：　愛知県半田市東洋町２－１ 受 付 時 間：　午前９時から午後５時 電 話 番 号：　０５６９－８４－０６５３ Ｆ Ａ Ｘ 番 号：　０５６９－２３－６０６１	
常滑市役所 福祉課	所　在　地：　愛知県常滑市飛香台３－３－５ 受 付 時 間：　午前９時から午後５時 電 話 番 号：　０５６９－３４－７７４４ Ｆ Ａ Ｘ 番 号：　０５６９－３５－４３２９	
知多市役所 福祉課	所　在　地：　愛知県知多市緑町１ 受 付 時 間：　午前９時から午後５時 電 話 番 号：　０５６２－３３－３１５１ Ｆ Ａ Ｘ 番 号：　０５６２－３２－１０１０	
碧南市役所 福祉課	所　在　地：　愛知県碧南市松本町２８ 受 付 時 間：　午前９時から午後５時 電 話 番 号：　０５６６－４１－３３１１ Ｆ Ａ Ｘ 番 号：　０５６６－４８－２９４０	

高浜市役所 介護障がいグループ	所　在　地：愛知県高浜市春日町５－１６５ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６６－５２－９８１８ ＦＡＸ番号：０５６６－５２－７９１８
東海市役所 福祉課	所　在　地：愛知県東海市中央町１－１ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５２－６０３－２２１１ ＦＡＸ番号：０５２－６０３－４０００
武豊町役場 福祉課	所　在　地：愛知県知多郡武豊町長尾山２ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６９－７２－１１１１ ＦＡＸ番号：０５６９－７２－１１１５
東浦町役場 福祉課	所　在　地：愛知県知多郡東浦町緒川政所２０ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６２－８３－３１１１ ＦＡＸ番号：０５６２－８３－９７５６
阿久比町役場 住民福祉課	所　在　地：愛知県知多郡阿久比町卯坂殿越５０ 受付時間：午前９時から午後５時 電話番号：０５６２－４８－１１１１ ＦＡＸ番号：０５６２－４８－０２２９
運営適正化委員会	・所 在 地：名古屋市東区白壁一丁目５０番地 ・電話番号：０５２－２１２－５５１５ ・ＦＡＸ：０５２－２１２－５５１４

（２）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者　　担当の職員 ・ご利用時間　　９：００～　１７：００ ・電話番号　　０５６９－２０－７７５５ ＦＡＸ　　０５６９－２７－７４５５

12.　協力医療機関

医療機関の名称	間瀬医院
医院長名	間瀬　武則
所在地	半田市吉田町５－５８
電話番号	０５６９－２７－５１６６
診療科	内科、小児科、循環器内科、呼吸器内科、外科等

上記の他、緊急時には半田病院救命救急センターへ搬送します。

13.　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年４回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機　　有　　・誘　導　灯　　有 ・ガス漏れ報知機　　有　　・非常用電源　　有 ・スプリンクラー　　有 ・　カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。 ・　震災に備えての備蓄（食料・飲料水７日分） （発電機、拡声器・携帯ラジオ・衛星電話・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：　平成２７年１２月２１日 防火管理者　　：　水谷　公治
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：（株）損害保険ジャパン保険 加入保険内容：賠償責任保険

14.　当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫　　煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は､利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

15.　第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施は以下の通りです。

実施の有無	(有)　・　無
実施した直近の年月日	令和１年１２年１０日
実施した評価機関名	株式会社　中部評価センター
評価結果の開示状況	http://whj.sakura.ne.jp./honbu/service.html

16.　身体拘束等の適正化

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、下記の対策を講じます。

（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

（２） 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
（３） 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

17.　虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の対策を講じます。

（１） 虐待防止に関する責任者を選定しています。
　　虐待防止に関する責任者　管理者　水谷公治
（２） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに 、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
（３） 虐待防止のための指針を整備しています。
（４） 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。